



# 家畜衛生だより

令和5年度第10号 令和5年8月発行



南部家畜防疫協議会  
(公社)千葉県畜産協会  
千葉県南部家畜保健衛生所  
〒296-0033 鴨川市八色52  
電話 04(7092)2304  
FAX 04(7092)1434

## 水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準適用 事業場への排水水質等の実態調査のお知らせ

環境省及び農林水産省より、以下2点について周知がありました。  
ご協力及び順守を宜しくお願いいたします。

### 1. 排水水質等の実態調査(協力依頼)

水質汚濁防止法の排水基準のうち、畜産農業における硝酸性窒素等の暫定排水基準は3年毎に見直されており、令和4年7月1日から、**生房施設**を有する事業場は**300mg/L**、**豚房施設**を有する事業場は**400mg/L**、**馬房施設**を有する事業場は**一般排水基準(100mg/L)**に移行されました。次回(令和7年7月1日以降)の見直しの検討に当たり、以下のとおり排水実態等の把握に係る調査を行うため、調査が来た際には円滑な実施にご協力ください。

#### 【調査対象】

特定施設※を設置している畜産事業場(馬房施設のみは除く)

- ※ 牛房 = 総面積200㎡以上
- 豚房 = 総面積50㎡以上(印旛沼、手賀沼流域は40㎡以上)
- 馬房 = 総面積500㎡以上

#### 【調査内容】

令和2年4月1日以降の排出水の硝酸性窒素等の測定結果等

#### 【調査機関】

各地域振興事務所(千葉県)

### 2. 排水の測定・記録・保存の徹底(順守)

上記1.の水質汚濁防止法で定める特定施設または以下の千葉県環境保全条例で定める特定施設を設置している場合、次ページの義務事項の順守をあらためてお願いいたします。

- 牛房 = 総面積100㎡以上200㎡未満
- 馬房 = 総面積100㎡以上500㎡未満
- 鶏舎 = 飼養羽数1,000羽以上

問い合わせ先:【排水水質等実態調査に関すること】

千葉県 環境生活部 水質保全課 水質指導・規制班 電話:043-223-3871

# 排水の測定・記録・保存が必要です

## 3 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

**3か月に1回以上※1の測定と記録** と **3年間の保存** が義務づけられています。

※1 日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の場合。日平均排水量30m<sup>3</sup>未満であれば、

1年に1回以上の測定と記録

測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

### 測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

### 測定・記録・保存

- 排出口ごとに3か月に1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

### 罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合  
30万円以下の罰金  
※千葉県環境保全条例の罰則は10万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

#### 排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号	No.1 排出口	No.2 排出口		
		通常	最大	
種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水の汚染状態				
pH				
BOD				
SS				
T-N				
T-P				
硝酸性窒素等				
.....				
.....				
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

このページに関する問い合わせは次ページの届け出先をお願いします。

## 4 問合せ先（届出先）

○御相談等ございましたら、お住まいの市町村を所管する県地域振興事務所  
地域環境保全課へご連絡ください。

○なお、市川市、松戸市、市原市については、各々の市水質汚濁防止法  
担当課へご連絡ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
習志野市、八千代市、浦安市	葛南地域 振興事務所	273-8560 船橋市本町1-3-1フェイス7 階	047- 424-8092
野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域 振興事務所	271-8560 松戸市小根本7	047- 361-4048
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、 栄町	印旛地域 振興事務所	285-8503 佐倉市鐫木仲田町8-1	043- 483-1447
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取地域 振興事務所	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478- 54-7505
銚子市、旭市、匝瑳市	海匠地域 振興事務所	289-2504 旭市二1997-1	0479- 64-2825
東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町	山武地域 振興事務所	283-0006 東金市東新宿1-11	0475- 55-3862
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町	長生地域 振興事務所	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475- 26-6731
勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	夷隅地域 振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470- 82-2451
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房地域 振興事務所	294-0045 館山市北条402-1	0470- 22-8711
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域 振興事務所	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438- 23-2285
市川市	市川市 環境部生活環境保全課	272-8501 市川市南八幡2-20-2	047- 712-6310
松戸市	松戸市 環境部環境保全課	271-8588 松戸市根本387-5	047- 366-7337
市原市	市原市 環境部環境管理課	290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436- 23-9867

※**千葉市、船橋市、柏市については、千葉県環境保全条例の適用外です。**

各市で別に規制している場合がありますので、詳細は各市にお問い合わせ  
ください。

市町村名	担当機関	住所	電話番号
千葉市	千葉市環境局 環境保全部環境規制課	260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043- 245-5194
船橋市	船橋市 環境部環境保全課	273-8501 船橋市湊町2-10-25	047- 436-2455
柏市	柏市 環境部環境政策課	277-8505 柏市柏5-10-1	04- 7167-1695